

# 「児童扶養手当」の加算額が変わります

平成28年8月1日から「児童扶養手当法」の一部が改正され、児童扶養手当の第2子の加算額及び第3子以降の加算額が変更されます。

平成28年8月から

## 児童扶養手当（第2子以降）加算額の増加（平成28年8月から※）

※平成28年12月に支払われます。

ひとり親のご家庭は、子育てと生計を1人で担わなければならない、生活上のさまざまな困難を抱えています。特に子どもが2人以上いるひとり親のご家庭は、より経済的に厳しい状況にあるため、第2子の加算額と第3子以降の加算額を増加することにしました。

また、今回は特に経済的に厳しい状況にあるひとり親のご家庭に重点を置いた改善を目的としているため、それぞれのご家庭の所得に応じて加算額が決定されます。

- 子どもが1人の場合** 全部支給：月額42,330円  
一部支給：月額42,320円～9,990円（所得に応じて決定されます）
- 子どもが2人目の加算額**  
**月額5千円→最大で月額1万円に増額**  
定額5,000円 → 全部支給：月額10,000円  
一部支給：月額9,990円～5,000円（所得に応じて決定されます）
- 子どもが3人目以降の加算額（1人につき）**  
**月額3千円→最大で月額6千円に増額**  
定額3,000円 → 全部支給：月額6,000円  
一部支給：月額5,990円～3,000円（所得に応じて決定されます）

平成29年4月から

## 物価スライド制の導入

物価スライド制とは、物の価格の上がり下がりを表した「全国消費者物価指数」に合わせて、支給する額を変える仕組みです。子どもが1人の場合の手当額には、すでにこの物価スライド制を導入していますが、子どもが2人以上の場合の加算額にも平成29年4月から導入します。

**\*お問い合わせ先\***

住民課環境民生グループ 電話34-2121